

一橋大学法科大学院における法教育活動報告

一橋大学法科大学院修了（2018年3月） 兪尚樹

目次

- I はじめに
- II 東京都立小川高校と渋谷区立鉢山中学校
- III 小田原少年院
- IV まとめ

I はじめに

一橋大学法教育サークル第3期代表として、第3期生の活動報告をしたいと考えています。我々の代は、東京都立小川高校、渋谷区立鉢山中学校、小田原少年院の3か所で法教育授業を行いました。そこで、本稿では各学校でどのような授業を展開したか、そしてどのような教育効果があったか、そして最後に今後どのような法教育が法科大学院生として期待されるのかということについて述べたいと思います。

II 東京都立小川高校と渋谷区立鉢山中学校

この2校では、NHKにおいて放送されている昔話を刑事裁判として扱う「昔話法廷」を使い、刑事裁判・裁判員裁判とはどのようなものか、刑事司法の考え方はどのようなものかということについて授業しました。やり方としては、まず刑事司法や裁判の前提知識を講義し、実際に「昔話法廷」を生徒に視聴させ、その後グループ分けし議論させグループごとに結論を出してもらい刑事裁判、そして裁判員を味わってもらおうというやり方を採用しました。

この授業の目的は、刑事裁判・裁判員という制度そのものを理解してもらうのはもとより、法的思考や多角的視点を学んでもらうということに主眼を置くものでした。

「昔話法廷」という非常に分かりやすく面白いドラマを用いることもあって、生徒たちの食いつきは非常によく、積極的に議論に参加してくれました。そして、授業後のアンケートでも面白かったなどという感想だけでなく、刑事司法や法的思考に触れることができ、有益であったというものが多く、我々の伝えたいことは伝えることができたと感じました。

ただ、「昔話法廷」を使った講義では、どうしても刑事裁判中心とした授業の構成となってしまう、扱い方を間違えれば単なるディベートになってしまう恐れがあると思います。法教育を行う意味は言うまでもなく単なるディベートをやってもらうのではなく、法

的思考や多角的視点を学んでもらうことにあります。そこでこれを題材として扱う場合には、きちんと伝えたいことを明確化し、単なるディベートにならないように作成者側がしっかり配慮する必要があると考えます。

Ⅲ 小田原少年院

少年院における法教育授業は、当法教育サークルにとって初めての経験でした。そこで、法務省の法教育担当の方をお願いをし、少年院において授業をする機会をいただきました。法教育の授業の内容についても、少年院に入院している生徒は何かしらの法を犯して入院していることから、法に対して敵対心を持っているのではないかと考え、法に対する意識を変えることができるようなものを展開したいと考え、授業を構成しました。具体的には、法に対する意識を変えるには、法が自分たちを縛るばかりのものではなく、法というのは自分たちを守ってくれるものでもあるということを労働法や民事法などの適用があり得る簡単な事例を用いて講義をしました。そして、もし何か困ったことがあったらどのような相談機関に頼ればよいのかということも含め講義をしました。講義の形式については、少年院という特質上、ディスカッションをするのは難しいという要請が施設側からあったことから、講義形式で授業を進めました。

この講義に対する反応は、生徒たちは「法に対する意識が変わった」といってくれたり、「困ったことがあったらどうしたらいいのかわかった」といってくれたり和我々がまさに伝えたいことを受け取ってくれ、法教育授業の効果を実感し非常にやりがいを感じました。そして、矯正官の方からも、法への意識変化というのは正に少年院でも重視していることであるから、テーマ選びがとてもよかったとお褒めの言葉を賜りました。また、矯正官の方からは、このような授業を一度で終わらせるのではなく、継続的に続けることができればより教育的効果を期待できるのではないかというご意見をいただきました。

また、我々にとっても少年院での法教育授業は非常に有意義なものでした。授業前は、少年院に入っている少年たちに対して、良いイメージを持っておらず、真剣に授業を聞いてくれるのかと心配をしていました。しかし、実際に少年院で授業をしてみるとみんな非常に真面目に授業を聞き、積極的に発言し、授業の趣旨も的確に受け取ってくれるなど、本当に真摯に授業に向き合ってくれました。このような姿勢から、我々の彼らに対するイメージはがらりと変わり、少年少女が可塑性に富んでいるということを実感することができました。このような経験は我々が今後法曹として生きていく中で非常に有益なものであったと確信しています。

IV まとめ

我々はこのような法教育授業を通し、生徒と歳の近い法科大学院生が法教育授業を行う意味は大きいと考えます。なぜなら、歳が生徒と近いことから、生徒たちも親しみをもって遠慮なく授業に参加し、また現場の先生方からも授業について忌憚のない意見を述べてくれ今後の法教育に活かすことができるからです。また、上述したとおり法教育はむしろ授業を行う法科大学院生にとって有益であるともいえます。このように両者にとって有益な法科大学院生における法教育授業が今後も継続して行われていくべきであると考えます。

法教育は、一度の授業として行うことも意味があるかもしれませんが、少年院の矯正官のご意見のように継続して行うことでより教育的効果を高めることができると考えます。そこで、法科大学院においても、例えば法教育の授業を開講するなど現在の法科大学院制度の中で学生たちにとっても無理のない形で継続的に法教育授業を行える制度作りがなされれば、より法科大学院生における法教育が広がっていくと思います。今後このような制度作りも含め、法教育について様々な議論がなされていき、法教育の裾野が広がっていくことを切に期待しております。